一般競争入札を行いますので，京都市上下水道局契約規程第７条の規定に基づき，次のとおり公告します。

令和３年１月７日

京都市公営企業管理者

上下水道局長　吉川　雅則

１　一般競争入札に付する事項

⑴　委託件名

加圧施設及び山間地域水道施設　運転管理業務委託

⑵　委託の内容等

仕様書のとおり

⑶　契約期間

契約の日から令和６年３月３１日まで

ただし，運転管理委託の期間は令和３年４月１日から令和６年３月３１日までとする。

⑷　委託場所

洛西配水場他

２　参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は，次に掲げる条件を全て満たす者で，競争入札の参加資格があると認められた者とする。

⑴　一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）において京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第６条第１項に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者。

⑵　一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から参加資格確認までの期間に，京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第２７条第１項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

⑶　平成１７年度以降に国内において，１日当たりの処理能力が６，０００㎥以上の水道法に規定する浄水場，送水施設又は配水施設のいずれかにおける運転管理業務を元請（共同施工の場合は，代表者に限る。）として履行した実績を有すること。実績については，契約期間が２年以上（契約期間が２年に満たない同一の業務を，複数回，継続して履行し，通算の契約期間が２年以上となった場合も可とする。）で，申請日

において履行済みのものに限る。

なお，履行実績は，２年以上履行済みであれば，現に履行中のものでも可とする。

⑷　以下の本件業務の履行に必要な資格を満たす基準人員数以上の人員を専任で配置することができること。

なお，配置予定の業務総括責任者，副総括責任者，業務従事者については，常勤の自社社員であり，かつ，一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において引き続き３箇月以上の雇用関係があることとし，実際に配置する人員の変更については，相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き，認めないものとする。

ア　業務総括責任者は，以下の(ｱ)から(ｳ)に挙げる要件のいずれかを満たすこと。

(ｱ)　水道法に規定する水道施設（施設能力６，０００m^3/日以上）における運転管理業務で，業務総括責任者または副総括責任者として，３年以上の経験を有するもの。

(ｲ)　水道浄水施設管理技士（３級以上）又は水道管路施設管理技士（３級以上）（公益社団法人　日本水道協会の資格）の資格を有する者

(ｳ)　水道技術管理者（水道法施行規則第１４条第３号に基づく）の資格を有する者

イ　副総括責任者は，以下の(ｱ)から(ｳ)に挙げる要件のいずれかを満たすこと。

(ｱ)　水道法に規定する水道施設（施設能力６，０００m^3/日以上）における運転管理業務で，業務総括責任者または副総括責任者として，３年以上の経験を有するもの。

(ｲ)　水道浄水施設管理技士（３級以上）又は水道管路施設管理技士（３級以上）（公益社団法人　日本水道協会の資格）の資格を有する者

(ｳ)　水道技術管理者（水道法施行規則第１４条第３号に基づく）の資格を有する者

ウ　業務従事者は，以下の(ｱ)から(ｵ)に挙げる要件のいずれかを満たすこと。

(ｱ)　水道浄水施設管理技士（３級以上）又は水道管路施設管理技士（３級以上）（公益社団法人　日本水道協会の資格）の資格を有する者

(ｲ)　浄水場又は送水施設における運転管理業務に１年以上従事した経験がある者

(ｳ)　下水道の終末処理場における運転管理業務に１年以上従事した経験がある者

(ｴ)　下水道処理施設管理技士の資格を有する者

(ｵ)　下水道管理技術認定試験又は下水道技術検定３種に合格した者

⑸　⑷で申請する従事者において，次のア～ケの資格者等を配置すること。なお，ク及

びケについては，⑷で申請する従事者全員が取得していること。

ア　水道浄水施設管理技士(3 級以上)又は水道管路施設管理技士(3 級以上)

イ　水道技術管理者(厚生労働省認定)

ウ　電気主任技術者(第三種以上)

エ　電気工事士(第二種以上)

オ　危険物取扱者(甲種又は乙種第 4 類)

カ　床上操作式クレーン(5ｔ以上)技能講習　修了者

キ　玉掛技能講習修了者

ク　陸上特殊無線技士(第三級以上)

ケ　酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習又は第二種酸素欠乏危険作業主任技能講習　修了者

⑹　関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で，次の各号のいずれかの関係に該当する場合は，そのうちの一者しか参加できない。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

㈠　子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

㈡　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし，㈠については，会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

㈠　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち，次に掲げる者をいう。以下同じ）が，他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ　株式会社の取締役。ただし，会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役，会社法第２条第１２号に規定す

る指名委員会等設置会社における取締役，会社法第２条第１５号に規定する社外取締役，会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

ｂ 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ｃ 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社，合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ｄ その他業務を執行する者であって，ａからｃまでに掲げる者に準ずる者

(ｲ) 一方の会社等の役員が，他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ｳ) 一方の会社等の管財人が，他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

３ 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付方法

一般競争入札参加申請書，仕様書については，ホームページに掲載する。

(1) 交付場所及び問合せ先

〒６０１－８００４ 京都市南区東九条東山王町１２番地

京都市上下水道局本庁舎１階

京都市上下水道局総務部契約会計課

（電話 ０７５－６７２－７７２６）

ホームページアドレス

https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html

(2) 交付期間

この公告の日から令和３年１月２５日（月）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで（ただし，正午から午後１時までを除く。）とする。

４ 入札方法及び競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 入札方法

京都市電子入札システムによる入札は，次のア又はイのいずれかの方法による。

ア　電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したＩＣカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので，かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで，京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が，インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

なお，インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていなければならない。

イ　入札端末機利用者カード（規程第８条第４項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が，京都市上下水道局契約会計課（以下「契約会計課」という。）に設置する入札端末機（規程第８条第２項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末利用者」という。）

⑵　参加資格の確認手続等

本件入札に参加しようとする者は，次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を添付のうえ，インターネット利用者は京都市電子入札システムへ送信し，入札参加資格について審査を受けることとする。

ア　一般競争入札参加資格確認申請書

イ　提出書類

２⑶から⑸に掲げる条件に関する書類等

⑶　申請書類の提出方法

ア　提出期限

この公告の日から令和３年１月２５日（月）まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

イ　提出場所

３⑴の場所

⑷　参加資格の確認の通知

申請書類の受領後，競争入札の参加資格の確認を行い，令和３年２月１日（月）に，確認結果を電子メールで送信するので，京都市電子入札システムにより確認すること。また，端末機利用者については，同日にその結果を連絡する。

なお，入札の前に入札参加者の数及び商号（法人にあっては名称）の公表は行わない。

⑸　参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア　参加資格がないと認められた者は，京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し，書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお，当該書面は，令和３年２月３日（水）までに，３⑴の場所に提出することとする。

イ　管理者はアによる説明を求められたときは，令和３年２月５日（金）までに説明を求めた者に対し，書面により回答するものとする。

⑹　参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは，管理者は⑶による通知を取り消し，改めてその旨を通知する。

ア　競争入札参加資格の確認後，落札決定の日時までに，規程第３条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ　競争入札参加資格の確認後，落札決定の日時までの期間に，要綱第２７条第１項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ　ア及びイに掲げるもののほか，この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ　その他管理者が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

⑺　入札の辞退について

一般競争入札参加資格確認申請書の提出後において，入札に参加できない事情が発生した場合等，入札書の提出前に限り，辞退することができる。

⑻　予定価格

予定価格　１，１０９，２１０，０００円（消費税及び地方消費税を含まない。）

５　仕様書に対する質問期限及び回答期日

⑴　仕様書に対して質問しようとする者は，管理者に対し，質問事項，住所，商号及び氏名（法人にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者氏名，届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合には，受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載，押印した書面（様式は問わないものとする。）を令和３年１月２５日（月）

までに，３⑴の場所へ提出すること（受付時間は，休日を除く日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までに限る。）。

⑵　管理者は，⑴による質問を受けたときは，令和３年２月１日（月）までに，回答書を３⑴の場所及びウェブページにおいて閲覧できるようにする。

なお，⑴の質問期限後は，仕様書に対する質問は受け付けない。

６　入札期間及び開札日時

⑴　入札期間

ア　インターネット利用者は，令和３年２月１２日（金），１５日（月）及び１６日（火）の午前９時から午後５時まで。

イ　端末機利用者は，令和３年２月１２日（金），１５日（月）及び１６日（火）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

⑵　開札日時

令和３年２月１７日（水）午前９時から開札し，落札者を決定する。

なお，落札者に対しては，落札結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信する。

⑶　入札の執行結果の公表

入札の執行結果は，決定後，上下水道局ホームページにおいて公表し，併せて３⑴の場所で閲覧に供する。

７　入札方法等

⑴　入札金額は，消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入力してください。

契約金額は，入札金額に 100 分の 110 を乗じた金額とします。

なお，消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は，特段の変更手続を行うことなく，消費税等相当額を加減したものを契約金額とします。ただし，国が定める経過措置等が適用され，消費税等相当額に変動が生じない場合には，当該経過措置等の取扱いに従うものとします。

⑵　入札者は，送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また，入札者は，入札データ送信後の辞退はできない。

８　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で，最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者候補者とする。当該入札者が複数の場合は，抽選によって落札候補者を決定する。

9　入札の無効

規程第１２条各号（第３号を除く。）に定めるもののほか，虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は，無効とする。

10　その他

⑴　本件入札は，政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

⑵　手続において使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

⑶　入札保証金及び契約保証金　免除

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　本公告に関する問合せ先　３の問合せ先に同じ。

⑹　設計図書の内容や積算に関する質問は受け付けない。

⑺　公正な競争を確保するため，本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア　契約者が，非落札者に本件業務を委託すること。

イ　非落札者が，契約者から本件業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

⑻　落札者となった者が契約を締結しない場合は，契約辞退に該当するため，競争入札参加停止措置を行うとともに，入札金額の１００分の５に相当する額を違約金として徴収する。

⑼　本公告及び仕様書に定めのない事項については，京都市上下水道局契約規程その他本市が定める条例，規則，管理規程，要綱等のほか関係法令によるものとする。

⑽　本件は，京都市公契約基本条例第１２条の労働関係法令遵守状況報告書（以下「報告書」）の提出が必要となる公契約であることから，受注者は，契約締結後２か月以内に報告書を提出すること。また，本件に係る下請負者の報告書は受注者が取りまとめて提出すること。

⑾　本件の受注者は，ＳＤＧｓをはじめとする持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し，取り組みに努めるものとし，契約後２箇月以内にその旨を宣言する文書を提出すること。

上記の文書の詳細について掲載しているホームページのアドレス

https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000084166.html

（上下水道局総務部契約会計課）